

徳島県人事委員会告示第一号

勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示

勤務条件の措置の要求に関する手続規程（平成十六年徳島県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削ぐ（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 資料を添付する場合には、この措置要求書正副ともに各1部ずつ添付すること。
- 代理人によって措置要求をする場合は、代理人資格証明書（様式第2号）を添付すること。

様式第二号中「印」を削ぐ（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 代理人によって措置要求をする場合に用いること。
- 措置要求を取り下げる権限又は判定の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「措置要求を取り下げる権限」又は「判定の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式第三号中「印」を削ぐ（注一）を次のように改める。

注 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第四号中「印」を削ぐ（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 資料を添付する場合には、この措置要求書正副ともに各1部ずつ添付すること。
- この共同措置要求書正副ともに、共同要求者名簿（様式第5号）を添付すること。
- 総代選任届（様式第6号）を提出すること。なお、代理人によって措置要求をする場合には、併せて代理人資格証明書（様式第2号）も提出すること。

様式第五号中 「印」を「印」と改める（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 総代を含め共同要求者全員の氏名、住所、生年月日、職名及び所属を記載すること。
- 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第六号中 「共同要求者の
氏名 氏名 氏名

（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 共同要求者全員が記名すること。共同要求者が多数の場合は、共同要求者の氏名欄に「ほか何名」と記載し、他の要求者については別紙に記名すること。
様式第十七号中「印」を「並べ」（共）を次のように改める。

注 措置要求を取り下げられる権限又は判定の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「措置要求を取り下げられる権限」又は「判定の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式第八号中「印」を「並べ」。

様式第九号中 「併合に係る要求者の 氏名」を 「併合に係る要求者の 氏名」

改め、（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 併合に係る要求者全員が記名すること。併合に係る要求者が多数の場合は、併合に係る要求者の氏名欄に「ほか何名」と記載し、他の要求者については別紙に記名すること。

様式第十号中「印」を「並べ」。

様式第十一号中「要求者の氏名 氏名」を「要求者の氏名 氏名」

（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 措置要求の一部を取り下げられる場合には、取り下げる部分を記載すること。
- 2 措置要求を取り下げられる権限の委任を受けている代理人によって取下げをする場合には、要求者の氏名欄に代理人が記名すること。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の勤務条件の措置の要求に関する手続規程の様式に相当する改正前の勤務条件の措置の要求に関する手続規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。